

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	千葉市後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和7年11月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合という)」が保険者となる。</p> <p>千葉市が行う後期高齢者医療に関する事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</li> <li>2 資格確認書等の引渡し</li> <li>3 資格確認書等の返還の受付</li> <li>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</li> <li>5 保険料に関する申請の受付</li> <li>6 保険料の徴収</li> <li>7 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</li> <li>8 保険料の額に係る通知書の引渡し</li> <li>9 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</li> <li>10 保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>11 保険料の減免に係る申請書の提出の受付</li> <li>12 保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>13 申告書の提出の受付</li> <li>14 傷病手当金の支給に係る申告書の提出の受付</li> <li>15 上記に掲げる事務に付随する事務</li> </ol> <p>以上の事務のうち、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律の規定に従い、特定個人情報を1、4、5、6、8、9、11、13、14、15の事務で取り扱う。</p>
③システムの名称	①福祉システム ②後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム) ③業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表第85号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施しない ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課 043-245-5170
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[  ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務に関する人為的なミスが発生するリスクを軽減するため、事務を行う区役所において以下の対応を行っている。 ・職員に対して個人情報保護に関する研修を行う。 ・標準システム窓口端末へマイナンバーを入力する際に、入力間違いがないかダブルチェックを行う。 ・特定個人情報が含まれている書類は、施錠できる場所へ保管することを徹底する。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①福祉総合情報システム ②千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)	①福祉総合情報システム ②千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム) ③業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)	事前	
平成29年1月1日	I 関連情報 7. 特定除塵情報の開示・訂正・利用停止請求	千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニテヒセンター2階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	事前	
平成29年1月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	千葉市役所保健福祉局健康部健康保険課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所保健福祉局健康部健康保険課 043-245-5170	事前	
平成30年8月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	今泉 雅子	貞石 渡	事後	
平成30年8月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月16日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月16日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	貞石 渡	健康保険課長	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	IVリスク対策		新規	事後	
令和2年12月18日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	14 上記に掲げる事務に付随する事務の概要	14 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 15 上記に掲げる事務に付随する事務	事後	
令和2年12月18日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉局 健康部 健康保険課	保健福祉局 医療衛生部 健康保険課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 保健福祉局 健康部 健康保険課 043-245-5170	〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉市役所 保健福祉局 医療衛生部 健康保険課 043-245-5170	事後	
令和2年12月18日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年2月25日時点	事後	
令和2年12月18日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年2月25日時点	事後	
令和2年12月18日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和2年12月18日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法 第9条及び別表第一第59号 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	・番号法 第9条及び別表第85号 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	重要な変更当たる項目に含まれるが、リスクを相当程度変動させるものではない変更のため、重要な変更当たらない。
令和7年3月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所総務局総務部政策法務課市政情報室	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717	事後	重要な変更当たる項目に含まれない
令和7年3月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	郵便番号260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課 043-245-5170	郵便番号260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟9階 千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課 043-245-5170	事後	重要な変更当たる項目に含まれない
令和7年3月24日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	様式変更に伴う変更のため、重要な変更当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	IV. リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠□	記載なし	<p>マイナンバー利用事務に関する人為的なミスが発生するリスクを軽減するため、事務を行う区役所において以下の対応を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>・標準システム窓口端末へマイナンバーを入力する際に、入力間違いがないかダブルチェックを行う。</li> <li>・特定個人情報が含まれている書類は、施錠できる場所へ保管することを徹底する。</li> </ul>	事後	様式変更に伴う変更のため、重要な変更にあたらない
令和7年3月24日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	様式変更に伴う変更のため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）」が保険者となる。</p> <p>千葉市が行う後期高齢者医療に関する事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</li> <li>2 被保険者証及び資格証明書の引渡し</li> <li>3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付</li> <li>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</li> <li>5 保険料に関する申請の受付</li> <li>6 保険料の徴収</li> <li>7 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</li> <li>8 保険料の額に係る通知書の引渡し</li> <li>9 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</li> <li>10 保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>11 保険料の減免に係る申請書の提出の受付</li> <li>12 保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>13 申告書の提出の受付</li> <li>14 傷病手当金の支給に係る申告書の提出の受付</li> <li>15 上記に掲げる事務に付随する事務</li> </ol>	<p>後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合という）」が保険者となる。</p> <p>千葉市が行う後期高齢者医療に関する事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</li> <li>2 資格確認書の引渡し</li> <li>3 資格確認書の返還の受付</li> <li>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</li> <li>5 保険料に関する申請の受付</li> <li>6 保険料の徴収</li> <li>7 葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</li> <li>8 保険料の額に係る通知書の引渡し</li> <li>9 保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</li> <li>10 保険料の徴収猶予の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>11 保険料の減免に係る申請書の提出の受付</li> <li>12 保険料の減免の申請に対する広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</li> <li>13 申告書の提出の受付</li> <li>14 傷病手当金の支給に係る申告書の提出の受付</li> <li>15 上記に掲げる事務に付随する事務</li> </ol>	事後	重要な変更にあたる項目に含まれない
令和7年11月26日	前項継続	<p>以上の事務のうち、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律の規定に従い、特定個人情報を1、4、5、6、8、9、11、13、14、15の事務で取り扱う。</p>	<p>以上の事務のうち、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用などに関する法律の規定に従い、特定個人情報を1、4、5、6、8、9、11、13、14、15の事務で取り扱う。</p>	事後	重要な変更にあたる項目に含まれない